

「自己のためにする生命保険契約」における 抽象的保険金請求権の法的性質 ～平成23年東京地裁判決を参考として～

第一生命保険株式会社
河合圭一 Keiichi Kawai

神奈川大学法学研究所客員研究員
長谷川仁彦 Yoshihiko Hasegawa

◎ 「自己のためにする生命保険契約」受取人先死亡の 事例

東京地裁平成23年5月31日判決【請求認容】
平成22年（ワ）第41189号
保険契約者名義書換等請求事件
Westlaw Japan 文献番号2011WLJPCA05318023

I 概要

保険契約者Aは、自らを受取人として、保険者Yと生命保険契約を締結し、保険事故発生前の平成8年9月4日に死亡した。Aの法定相続人であるBとCは、平成9年6月10日亡Aの遺産につき遺産分割協議を行い、本件保険契約の保険契約者及び保険金受取人の各地位を含む亡Aの遺産の全部をBが相続する旨合意した。

訴外信用保証会社が、Bに対し有する求償債権（債務名義取得済）の回収等を原告Xに委託していたところ、原告Xは、Bが、被告保険者Yとの間で本件保険契約の保険契約者及び保険金受取人の各地位を有することの確認を求めた。

II 判旨

「主文 原告Xと被告Yとの間で、Bが別紙保険契約目録の保険契約の保険契約者及び保

険金受取人の各地位を有することを確認する。」

1 保険契約者の地位について

「…当該地位を有していた者の死亡により相続財産となり、相続によって相続人に当然に承継されるものであるから、亡Aが有していた本件保険契約の保険契約者の地位は、亡Aの死亡によりBとCが共同相続した上で、本件遺産分割協議により相続開始時からBのみが相続したことになる。よって、現在はBが本件保険契約の保険契約者の地位を有しているものと認められる。

…Yは、本件約款…所定の名義変更手続きがされていないことをもって、本件保険契約の保険契約者の地位は亡AからBに承継されていない旨主張するが、…保険契約者の地位は相続によって相続人に当然承継されるものである以上、本件約款38条は相続による承継の場合には適用されないものと解する…。」

2 保険金受取人の地位について

「…保険契約者の地位とは異なり相続財産には属せず、本件約款上も、保険契約者が新たな保険金受取人を指定するまでは相続人が保険金受取人となる旨規定されていることから（37条2項）、本件遺産分割協議それ自体によってBが本件保険契約の保険金受取人の地位を取得したものと解することはできない。

しかしながら、本件約款37条2項によると、